

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	食糧援助に関する日本国政府と ネパール政府との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規程に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	400,000 千円 H20. 3.31 まで	H20. 1.28 カトマンズで (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 側 ビックダヤダー ネパール側 リック財務省次官 ル・パリ財務省次官	H20. 2.15 98号
ネパール	カトマンズ・バクタール間道路 改修計画のための贈与に関する 日本国政府とネパール政府と の間の交換公文	カトマンズ・バクタール間道路改修計画を実施する ために必要な 1. 道路、橋梁及び関連施設の改修及び建設に必要な生 産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	2,689,000 千円 (H20年度 773,000 千円) H21. 3.31 まで (H21年度 1,005,000 千円) H22. 3.31 まで (H22年度 911,000 千円) H23. 3.31 まで	H20. 7.17 カトマンズで (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 側 ラメシヨア・ ネパール側 プラサド・カナル財務省 次官	H20. 8. 4 440号
ネパール	第二次「万人のための教育」支 援のための小学校建設計画のため の贈与に関する日本国政府と ネパールの連邦民主共和国政府と の間の交換公文	第二次「万人のための教育」支援のための小学校建 設計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 小学校の建設のための上記1.の資材の使用に関する 指導に必要な役務の供与	870,000 千円 H21. 3.31 まで	H20. 9.16 カトマンズで (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 側 ラメシヨア・ ネパール側 プラサド・カナル財務省 次官	H20.10. 3 545号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。